

# 第1次 尼崎市公共施設マネジメント計画

(方針1：圧縮と再編の取組)

平成29年5月



## 1 これまでの経緯等

### (1) これまでの取組

本市においては、尼崎市公共施設マネジメント基本方針（以下「基本方針」という。）における基準日である平成 24 年度末（以下「基準日」という。）において、約 1,868 千㎡の床面積の公共施設を保有しているところである。

これらの施設については、高度経済成長期からバブル経済期にかけて整備されたものが多いことから、建築後 30 年を経過した施設が約 60%となっており、老朽化した施設についての建替えや改修等の対応が大きな課題となっている。

しかしながら、本市の厳しい財政状況の中で、老朽化した施設をすべて更新していくことは困難であることから、これまで老朽化が著しく対応が急がれる施設については、施設の廃止・移管・転用といった個別対応を行ってきたところであり、基準日前において、「公共施設の最適化に向けた取組」等の先行した取組がある。

これらの先行した取組で、現時点で約 125 千㎡の床面積の削減（別紙 1）を見込んでいる。

### (2) 基本方針の策定について

本市においては、少子化・高齢化が進行しており、今後、この傾向は加速化すると見られるとともに、引き続き、収支不足が見込まれる厳しい財政状況の中、持続可能な未来に向けた施策の展開に取り組み、自律的経営を維持できるようにしていかなければならない。

そのような中、老朽化等により対応を要する多くの公共施設を保有している本市においては、従来の個別対応だけでなく、公共施設全体に対して中長期的視点で、計画的・戦略的に保有、処分、維持、活用等を行い、身の丈にあった施設保有量・施設規模となるようマネジメントしていく必要がある。

そうしたことから、今後の公共施設のあり方や建替え・改修等の手法を方向付けるため、公共施設の保有量を今後 35 年間（平成 26 年度から平成 60 年度）で基準日時点の約 1,868 千㎡の床面積から 30%以上削減する数値目標を含めた次の 3 つの方針を定めた基本方針を平成 26 年 6 月に策定したところである。

## 尼崎市公共施設マネジメント基本方針における3つの方針

### 方針1 圧縮と再編

(35年間で床面積の30%以上を削減)

### 方針2 予防保全による長寿命化

### 方針3 効率的・効果的な運営

## 2 計画の策定について

基本方針における3つの方針への対応として、方針1（圧縮と再編）については、本計画において、その内容について明らかにし、35年間で床面積を30%以上削減するという目標の達成に向け、取組を推進していくこととする。

また、方針2（予防保全による長寿命化）については、本計画における施設評価の結果及び財政状況などを踏まえる中で優先順位をつけ、これまでの事後保全から予防保全へと転換し、施設の質の向上と長寿命化を目指すため、保全計画を別途策定することとし、方針3（効率的・効果的な運営）については、電力自由化を踏まえた新電力の活用による施設維持管理経費の縮減や、指定管理者制度の拡大等について、引き続き取り組んでいくこととする。

あわせて、本市は昨年、尼崎市総合計画のアクションプランとして尼崎版総合戦略を策定しており、そこに掲げる「ファミリー世帯の定住・転入を促進する」、「経済の好循環と『しごと』の安定を目指す」、「超高齢社会における安心な暮らしを確保する」を目標として取組を進めていく。

### (1) 本計画（方針1：圧縮と再編の取組）の基本的な考え方

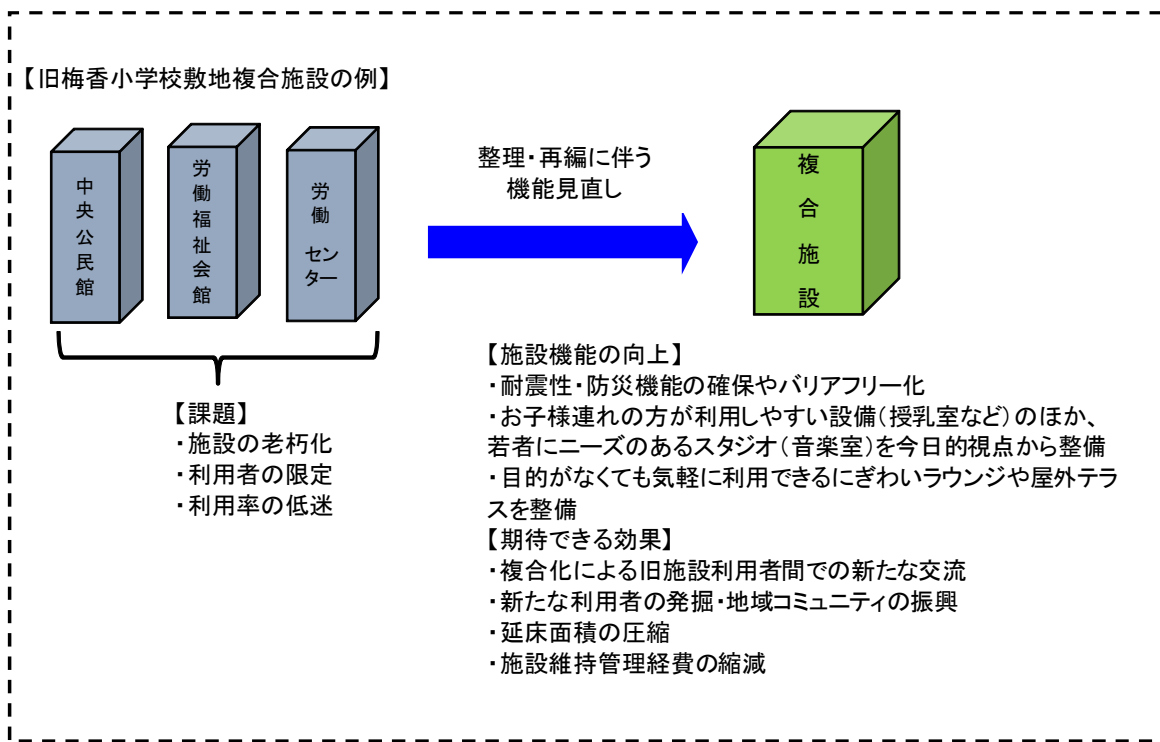
本市が保有する公共施設は、老朽化が著しいものが多く、日々施設の老朽化が進行している状況や本市の厳しい財政状況を踏まえると、施設の集約化や統廃合の取組を早期に明らかにし、計画的に進めていかなければならない。

一方で、公共施設は市民サービスを提供する拠点であることから、施設の集約化や統廃合などを進めていくにあたっては、可能な限りサービス水準の低下をきたさないよう慎重に進めていく必要がある。

こうしたことから、本計画の策定にあたっては、これらのことを十分踏まえることとし、現段階での削減見込み延床面積を見据えたうえで、目標達成に向けて着実に取組を進めるため、今後10年間で概ね10%程度の削減を目標として、取組を進める。

なお、約60%の施設が築30年以上経過していることを踏まえ、床面積を30%以上削減するという目標の達成に向け、これらの施設を現機能を維持した中での建替え等を行う場合については、現施設の床面積の50%程度を目安として削減を進める。

これらの圧縮と再編の取組については、公共施設の「量」の縮減による経費削減のみならず、防災対策としての耐震性の確保、省エネルギー化、バリアフリー化の他、新たな利用者の発掘や、複合化に伴う異なる施設利用者間での新たな交流の創出や市民活動の一層の促進など、様々な効果を生み出すことが期待できるものであり、今後のまちづくりに活かすべく、効果的に進めていく。あわせて、社会情勢の変化等を踏まえる中で、施設の設置目的にとらわれることなく、多用途利用の推進や他の用途への転用により再生を図るなど、施設の効率的利用に向けた取組を徹底し、施設保有量の抑制を図る。



## 計画期間

平成 29 年度から平成 38 年度の 10 年間

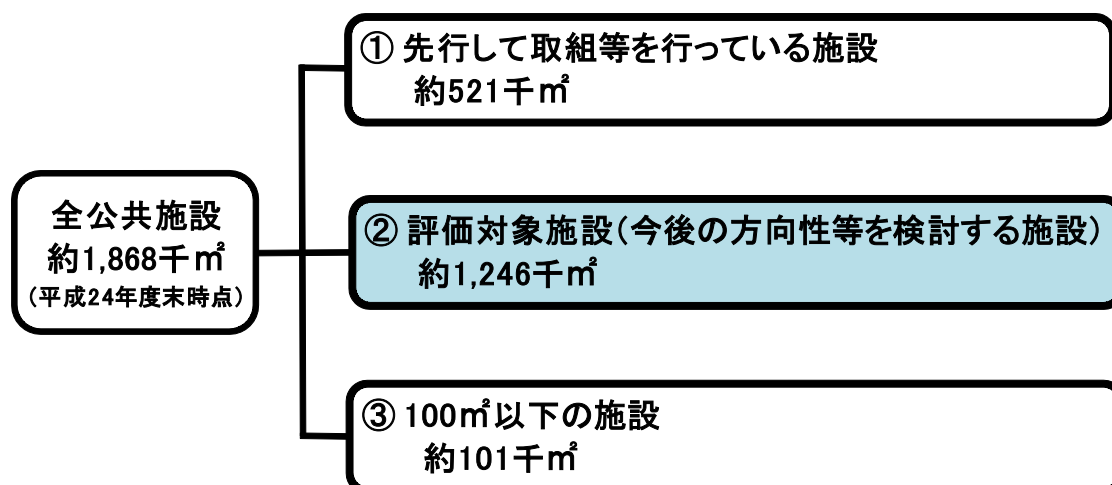
基本方針に基づく具体的取組を盛り込んだ第 1 次計画として位置づける。

第 1 次計画策定後については、その取組状況を踏まえ、第 2 次計画（平成 39 年度から平成 48 年度）、第 3 次計画（平成 49 年度から平成 60 年度）を策定する。

## 施設評価の実施

### ア 評価対象について

本計画については、基準日において先行して取組等を行っている施設（521 千㎡）及び施設の維持管理に係る経費負担が少ない 100 ㎡以下の施設（101 千㎡）を除く 308 施設・1,246 千㎡を評価対象施設とした。



### イ 評価手法について

#### < 1 次評価 >

評価対象施設について、品質（建物性能）、供給・財務（利用率や施設維持管理コスト等）の視点で評価を実施。

#### < 2 次評価 >

1 次評価の結果に加え、既定方針等の有無、安全性、民間施設の代替性、将来ニーズ、利便性・配置、利用実態の 6 つの視点で対象施設の評価を実施。

～ により、今後も市として保有すべき施設か、対応が急がれる施設か等について評価を行い、具体的対応策を検討するための視点として、利用圏域や利用者の特性など ～ の評価を行った。